

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
7月15日
(金曜日)

目次

- 告示
行政手続法の規定による公開の聴聞(市町課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 周南都市計画道路事業の認可(都市計画課).....
- 公告
契約の締結(防災危機管理課).....
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....
- 公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....
- 公安委公告
一般競争入札の実施.....

山口県告示第二百三十二号

行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定により、公開による聴聞を次のとおり行う。



平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 聴聞の期日 平成二十八年七月二十二日(金曜日)午前十時
- 二 聴聞の場所 山口県庁総合企画部一号会議室
- 三 被聴聞者 宇部市大字西岐波二五二一番地三
白田 伸次
- 四 聴聞に係る処分 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条第二号に規定する業務の停止

山口県告示第二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 増生停車場線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山陽小野田市大字増生字大久保九八五の四地先から同市同大字 同字九九一の五地先まで	最狭 二・三・五 最広 七・八・四	最狭 一・六・〇 最広 四・八・六		二・八・八	道路改良工事に完了による。

山口県告示第二百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 山陽小野田市大字塙生字大久保九八五の四地先から 同市 同大字 同字九九一の五地先まで		平成二十八年七月 十六日

山口県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称
下松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南都市計画道路事業三・四・二百八末武大通線
周南都市計画道路事業三・四・二百七大海線
- 三 事業施行期間
平成二十八年七月十五日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
下松市潮音町二丁目及び潮音町一丁目

(二九九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部防災危機管理課 山口市滝町一番一号
二 落札に係る特定役務の名称及び数量
山口県総合防災情報ネットワークシステム（防災情報再整備）業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成二十八年六月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日本無線株式会社 東京都三鷹市下連雀五丁目一番一号

六 落札金額
一億三千六百八万円

七 入札公告日
平成二十八年四月十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(三〇〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年八月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ハートフル優とぴあ
 代表者の氏名 草田 陽子
 主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字山川七九五番地の七

(三〇一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートリアル東岐波店
 所在地 宇部市大字東岐波六六八七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 永田 久男

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 永田 久男

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年三月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、二四八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二四七台

(二) 駐輪場の収容台数

六〇台

(三) 荷さばき施設の面積

一三〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社トリアルカンパニー	午前零時	午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十八年六月三十日

(三〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 新下関パワーセンター

所在地 下関市大字石原二七七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南二丁目九番一一号	柴田 祐司
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目三九番八号	舟橋 浩司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	舟橋 政男		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	舟橋 浩司		
届出年月日	平成二十八年四月十四日		
変更年月日	平成二十五年五月二十三日		

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 新下関パワーセンター
 所在地 下関市大字石原二七七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番一―号 柴田 祐司
 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 浩司

三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	山口 聡一		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	柴田 祐司		
届出年月日	平成二十八年四月十四日		
変更年月日	平成二十六年五月二十二日		

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新下関パワーセンター
 所在地 下関市大字石原二七七
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番一―号 柴田 祐司
 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 浩司

変更に係る事項	大規模小売店舗を業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	株式会社チヨダ		
届出年月日	平成二十八年四月十四日		
変更年月日	平成二十七年十二月三十一日		

三 変更に係る事項の概要

（三〇三）大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年七月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十五日
 山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 新下関パワーセンター
 所在地 下関市大字石原二七七
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番一―号 柴田 祐司
 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 浩司

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	イオン九州株式会社	午前九時	午前六時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	〃	午後九時	午後二〇時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	〃	午後九時	午後二〇時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	〃	午前八時から午後九時三〇分まで	午後五時三〇分から午後一〇時三〇分まで

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
変更年月日
平成二十八年四月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 新下関パワーセンター
所在地 下関市大字石原二七七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番二一号 柴田 祐司
株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 浩司

三 変更に係る事項
廃棄物等の保管施設の位置

四 届出年月日
平成二十八年四月十四日
変更年月日
平成二十八年四月二十一日

山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。



平成二十八年七月十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十二の表第三十三条の第三項の項中「道路喫煙場」を「道路喫煙場等」に改める。

別表第二中三十七の表を三十八の表とし、二十九の表から三十六の表までを一表ずつ繰り下げ、二十八の表の次に次の一表を加える。

29 国公議事堂、内閣総理大臣邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）

根拠条文	事項	内容
第8条第3項	通報の受理	

附則

この規程は、平成二十八年七月十五日から施行する。

山口県公安委員会告示第三十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年七月十五日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
交通誘導警備業務	一級	二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十八年十月十七日（月曜日）の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十八年十一月六日(日曜日)
場 所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十八年九月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員
交通誘導警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十八年十月十七日(月曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十八年十月二十九日(土曜日)
場 所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十八年九月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

百九十万キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県総合交通センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十八号)に基づく資格審査において、電気について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 平成二十八年七月十五日から同年八月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
平成二十八年七月十五日から同年八月二十六日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県警察本部警務部会計課
- (三) 受領期限
平成二十八年八月二十九日正午(入札書を持参する場合は、平成二十八年八月二十九日午後三時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室
- (二) 日時
平成二十八年八月二十九日午後三時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他

平成二十八年七月十五日印刷
平成二十八年七月十五日発行

発行人 山口県知事

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年八月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三一二九〇〇)に問い合わせるじや。
- 十一 Summary
(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 1,900,000 kWh
(3) Delivery period: From November 1, 2016 to October 31, 2019
(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center
(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)
(6) Time-limit for tender: 12:00 Noon, August 29, 2016
(In case of bringing a tender: 3:00 P.M., August 29, 2016)